

平成 31 年度/令和元年度
自己点検・評価書

令和元年 11 月



目 次

評価項目 1 国際交流の推進

評価基準 1 国際交流の推進体制の整備と改善・・・・・・・・・・ 1

評価基準 2 国際交流の状況と成果・・・・・・・・・・ 8

評価項目 2 社会連携の推進

評価基準 1 社会連携の推進体制の整備と改善・・・・・・・・・・ 19

評価基準 2 社会連携の状況と成果・・・・・・・・・・ 30

評価項目 1 国際交流の推進

評価基準 1 国際交流の推進体制の整備と改善

- 本学の目的に沿った国際交流・グローバル化の推進体制が全学的な組織として整備されると共に、国際交流の推進や支援にかかる組織的な体制が PDCA サイクルにしたがって適切に運営・改善され、機能している。

1 分析

[基準に係る状況]

(1) 第2期中期目標・中期計画（平成22年4月～平成28年3月）

第2期中期目標・中期計画において、本学の「国際化に関する目標」を、「国際交流のための体制を強化し、教育研究の国際化を推進する。」とし、「国際化に関する目標を達成するための措置」を「①海外の大学等との連携協力を推進し、国際的な学生交流・学術交流を活性化するため、条件整備・環境整備を進める。」「②学生教育の活性化に向けて、海外派遣学生及び受入留学生のための教育・支援を充実させる。」とした。

資料1－1－A：第2期中期目標・中期計画（国際化に関する目標）

○中期目標

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

3 その他の目標

(2) 国際化に関する目標

国際交流のための体制を強化し、教育研究の国際化を推進する。

○中期計画

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

3 その他の目標を達成するための措置

(2) 国際化に関する目標を達成するための措置

①海外の大学等との連携協力を推進し、国際的な学生交流・学術交流を活性化するため、条件整備・環境整備を進める。

②学生教育の活性化に向けて、海外派遣学生及び受入留学生のための教育・支援を充実させる。

(2) 第3期中期目標・中期計画（平成28年4月～令和4年3月）

第3期中期目標・中期計画において、本学の「グローバル化に関する目標」を、『英語習得院』をより充実させ、各年度で増加する受講生の適切な受入れを行うとともに、講座の指導内容・方法の改善を行い、英語力を身に付けた教員を輩出する。」とし、「グローバル化に関する目標を達成するための措置」を「学校現場で実践可能な英語コミュニケーション能力を身に付けた小学校教員を養成するために、『英語習得院』の講座及び海外研修事業を充実させ、『英語習得院』の受講者数を増加させるとともに、関係教育委員会と連携して現職義務教育諸学校教員の英語力向上のための研修事業を行う。また、『英語習得院』での英語力向上方策に加え、海外協定校を増やすなどの方策により、英語圏への協定留学などを推進すると

もに、留学により身に付く内容を研修プログラムとして策定・実施することにより、各地域の小・中学校英語のリーダーとしての役割を果たすことのできる教員を養成する。」とした。

資料 1－1－B：第 3 期中期目標・中期計画（グローバル化に関する目標）

○中期目標

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

4 その他の目標

(1) グローバル化に関する目標

第 2 期においては、学校現場で実践可能な英語コミュニケーション能力の習得や留学に必要な英語力向上に寄与することを目的とする「英語習得院」を開設した（初年度受講生：375 名）。第 3 期においては、「英語習得院」をより充実させ、各年度で増加する受講生の適切な受入れを行うとともに、講座の指導内容・方法の改善を行い、英語力を身に付けた教員を輩出する。

○中期計画

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

4 その他の目標を達成するための措置

(1) グローバル化に関する目標を達成するための措置

学校現場で実践可能な英語コミュニケーション能力を身に付けた小学校教員を養成するために、「英語習得院」の講座及び海外研修事業を充実させ、「英語習得院」の受講者数を増加させるとともに、関係教育委員会と連携して現職義務教育諸学校教員の英語力向上のための研修事業を行う。

また、「英語習得院」での英語力向上方策に加え、海外協定校を増やすなどの方策により、英語圏への協定留学などを推進するとともに、留学により身に付く内容を研修プログラムとして策定・実施することにより、各地域の小・中学校英語のリーダーとしての役割を果たすことのできる教員を養成する。

(3) 国際交流の推進に関する基本方針（平成 24 年 1 月～）

平成 24 年 1 月に、本学は大学の国際化を図ることを理念の一つとしていること、教育者にとって国際的に通用する能力や資質を獲得することは必要不可欠なものとなっていること、国際的な背景を持った児童生徒も学校現場で増加していることなどを背景として、「国際交流の推進に関する基本方針」を策定した。

この方針において、「1. 本学のミッション（使命）と現代的課題」で、「高度な専門的能力を持つ人材の育成を通じた教育・研究の国際化、国際理解等の現代的課題に関する研究の推進、地域文化の向上や国際交流に指導的役割を果たすことができる人材の養成等を教育、研究、社会貢献の目標」とし、「今後、学生交流、学術交流事業等の推進のために国際交流の体制を強化するとともに、国際化を一つの基軸として本学の機能強化を図る必要がある。」とした。

「2. 国際化の基本方針と四つの戦略」で、基本方針を、「1）教育の国際化、2）研究の

国際化、3) 国際交流の活性化、4) 社会貢献の国際化」とした。

「3. 基本方針に基づく当面の具体的な方策」で、基本方針に基づく当面の具体的な方策を、①留学生教育の充実、②留学生の環境整備、③海外派遣学生支援、④海外派遣プログラム拡充、⑤学生の国際交流活動の活性化、⑥国際交流協定校との交流、⑦国際コンソーシアムの参画、⑧国際交流の窓口の整備、⑨国際交流のための基金創設、とした（別添資料1－1－1）。

（4）国際交流・留学生支援推進本部（平成25年4月～）

「国際交流の推進に関する基本方針（平成24年1月制定）」に基づき、平成25年4月に、本学に、国際交流に関する事業の推進並びに学生の海外派遣・留学及び外国人留学生の支援を行うことを目的とする「国際交流・留学生支援推進本部」を設置した（このことにより、平成27年3月に、これまで学術、学生、教職員等の国際交流を推進する業務を担ってきた国際交流推進室（運営企画室）との業務の重複を避けるため同室を廃止した。）。

国際交流・留学生支援推進本部は、その目的を達成するために、1) 国際交流事業の企画・立案及び実施に関すること、2) 学生の海外派遣研修プログラムの企画・立案及び実施に関すること、3) 学生の海外派遣・留学に係る修学上及び生活上の支援に関すること、4) 外国人留学生の研修プログラムの企画・立案及び実施に関すること、5) 外国人留学生の修学上及び生活上の支援に関すること、6) 交流協定を締結している外国の大学との学生交流及び学術交流の推進に関すること、7) 教職員の国際交流に関すること、8) その他、国際交流、学生の海外派遣・留学及び外国人留学生に関すること、の業務を行うこととした（別添資料1－1－2）。

国際交流・留学生支援推進本部では、海外の大学との国際交流協定に関する業務を行うとともに、交流協定による派遣学生の募集や選考、短期の教育研修等の実施、外国人留学生の受け入れや外国人留学生の日本理解特別プログラムの実施等の業務を進めてきた。

資料1－1－C：国立大学法人福岡教育大学運営規則（抜粋）

○国立大学法人福岡教育大学運営規則（抜粋）

（制定 平成16年4月1日）

改正 省略

（省略）

第2章 教育研究組織等

（省略）

（国際交流・留学生支援推進本部）

第15条の2 本学に、国際交流・留学生支援推進本部を置く。

（省略）

（5）英語習得院

平成27年4月に、「学校現場で実践可能な英語コミュニケーション能力の習得や留学に必要な英語力の向上を目指す全学共通の実践的な英語教育を担い、学生の英語力向上に向けた取組を推進すること及び現職義務教育諸学校教員の英語力の向上に寄与すること」を目的と

して、本学に「英語習得院」を設置した（別添資料 1－1－3）。

英語習得院においては、各年度の ELI（English Learning Institute）講座や英検対策講座、4 年生対象の英会話講座等の学生を対象とした事業を行うとともに、現職教員に対しても ELI 講座の受講を促進する等の取り組みを進めてきた。

資料 1－1－D：国立大学法人福岡教育大学運営規則（抜粋）

○国立大学法人福岡教育大学運営規則（抜粋）	
	（制定 平成 16 年 4 月 1 日）
	改正 省略
（省略）	
第 2 章 教育研究組織等	
（省略）	
（英語習得院）	
第 15 条の 3 本学に、英語習得院を置く。	
（省略）	

資料 1－1－E：英語習得院（平成 27 年度「福岡教育大学概要」）

英語習得院（E L I : English Learning Institute）	
学校現場で実践可能な英語コミュニケーション能力の習得や、留学に必要な英語力の向上を目指す全学共通の実践的な英語教育を担い、学生の英語力向上に向けた取組を推進すること及び現職義務教育諸学校教員の英語力の向上に寄与することを目的として、平成 27 年 4 月に設置しました。	
○E L I 講座	
英語で「聴く」「話す」技能の基礎的運用能力の習得や、留学に必要な英語力の向上をめざす全学共通の講座です。プレイスメントテスト（クラス分けテスト）により受講者を 4 つのレベルに分け、ひとりひとりの習熟度に合わせた指導を行います。一定の受講実績と学修成果を挙げた者には、修了証書を授与します。	
○クアラルンプール短期語学研修	
マレーシアで多文化・多言語社会の体験によるグローバルな視野の獲得と、英語によるコミュニケーション能力の向上をめざします。	

（6）国際交流・留学生支援推進本部会議

福岡教育大学国際交流・留学生支援推進本部規程の第 10 条に「第 3 条に掲げる業務に関する連絡調整を行うため、推進本部に本部会議を置く。」とし、第 2 項で、「会議は、第 4 条に掲げる職員及び連携推進課職員をもって構成する。」、第 3 項で、「会議の議長は、本部長が務める。」としており、原則、毎月 1 回、本部会議を開催し、国際交流・留学生支援推進本部が行う業務の連絡調整を行っている（別添資料 1－1－4）。

国際交流・留学生支援推進本部会議では、毎年の年度計画に関することや交流協定による

学生派遣や留学生の受け入れに伴う業務、短期研修の実施、JASSO（独立行政法人日本学生支援機構）の海外留学支援制度への申請等、国際交流・留学生支援推進本部が実施する事業に関する様々な業務の連絡調整を行ってきた。

（７）英語習得院運営会議

福岡教育大学英語習得院規程の第 10 条に「第 3 条に掲げる業務に関する連絡調整を行うため、英語習得院に英語習得院運営会議を置く。」とし、第 2 項で、「会議は、第 4 条 1 号から第 4 号に掲げる職員及び連携推進課職員をもって構成する。」、第 3 項で、「会議の議長は、院長が務める。」としており、原則、毎月 1 回、英語習得院運営会議を開催し、英語習得院が行う業務の連絡調整を行っている（別添資料 1－1－5）。

英語習得院運営会議では、毎年度の ELI 講座の運営に係る事項や、英検対策講座、4 年生対象の特別英会話講座の実施に関する事、短期の海外英語研修や現職教員向けの ELI 講座の受け入れに関する事等、英語習得院の業務全般についての連絡調整を行ってきた。

《必要な資料・データ等》

資料 1－1－A：第 2 期中期目標・中期計画（国際化に関する目標）

資料 1－1－B：第 3 期中期目標・中期計画（グローバル化に関する目標）

資料 1－1－C：国立大学法人福岡教育大学運営規則（抜粋）

資料 1－1－D：国立大学法人福岡教育大学運営規則（抜粋）

資料 1－1－E：英語習得院（平成 27 年度「福岡教育大学概要」）

別添資料 1－1－1：国際交流の推進に関する基本方針

別添資料 1－1－2：福岡教育大学国際交流・留学生支援推進本部規程

別添資料 1－1－3：福岡教育大学英語習得院規程

別添資料 1－1－4：国際交流・留学生支援推進本部会議 連絡調整議題一覧（平成 30 年度）

別添資料 1－1－5：英語習得院運営会議 連絡調整議題一覧（平成 30 年度）

（基準の達成状況についての自己評価：C・・・達成しているが問題・課題がある。）

第 2 期中期目標・中期計画（平成 22 年 4 月～平成 28 年 3 月）の「国際化に関する目標」を、「国際交流のための体制を強化し、教育研究の国際化を推進する。」としたことを踏まえ、平成 24 年 1 月に、「国際交流の推進に関する基本方針」を策定した。

さらに、この基本方針において、「今後、学生交流、学術交流事業等の推進のために国際交流の体制を強化するとともに、国際化を一つの基軸として本学の機能強化を図る必要がある。」としていることに対応して、平成 25 年 4 月に、国際交流に関する事業の推進並びに学生の海外派遣・留学及び外国人留学生の支援を行うことを目的とする「国際交流・留学生支援推進本部」を設置した。

また、第 2 期中期目標・中期計画や「国際交流の推進に関する基本方針」で示された基本的な方向性に沿って、平成 27 年 4 月に、「学校現場で実践可能な英語コミュニケーション能力の

習得や留学に必要な英語力の向上を目指す全学共通の実践的な英語教育を担い、学生の英語力向上に向けた取組を推進すること及び現職義務教育諸学校教員の英語力の向上に寄与すること」を目的として、「英語習得院」を設置した。

第3期中期目標・中期計画（平成28年4月～令和4年3月）の「グローバル化に関する目標」を、「第3期においては、『英語習得院』をより充実させ、各年度で増加する受講生の適切な受入れを行うとともに、講座の指導内容・方法の改善を行い、英語力を身に付けた教員を輩出する。」とした。加えて、現職義務教育諸学校からは、当初、本学の地元である宗像市の教員が参加していたが、福岡教育事務所、北九州教育事務所、筑豊教育事務所において、この取り組みの説明・周知を行うとともに、これらの教育事務所管内の市町村教育委員会や小中学校に対して、英語習得院の案内、実施要項等の送付、一日英会話講座の開催等の現職教員向けの取組の促進等を行った結果、宗像市以外の市町村からも現職教員の参加者が見られるようになっていく。

また、国際交流・留学生支援推進本部で行う国際交流事業の企画・立案及び実施に関すること等の業務に関する連絡調整を行うために、本部会議を設置し、原則、毎月1回会議を開催し、本学の国際交流に関する様々な業務についての協議が行われている。このように、本部会議においては、国際交流・留学生支援推進本部の業務を適切に運営・改善し、相応に機能している。

英語習得院には、英語習得院が行う業務に関する連絡調整を行うために、英語習得院運営会議を設置し、原則、毎月1回開催し、英語習得院の業務に関する連絡調整を行っている。英語習得院運営会議においても、英語習得院を適切に運営・改善し、相応に機能している。

これらのことから、国際交流の推進体制は全学的な組織として整備されるとともに、国際交流の推進や支援に係る組織的な体制がPDCAサイクルに従って、適切に運営・改善され、機能しているものと自己評価する。

2 「優れた点」

- 特になし。

3 「改善を要する点」

- 「国際交流の推進に関する基本方針（平成24年1月～）」については、現在、社会全体の急速なグローバル化の進展、帰国児童生徒や日本語指導が必要な外国籍の児童生徒の増加、小学校での英語教科化等に伴い、学校現場において、国際性豊かな教員への需要が高まっている。また、教員採用試験の英語有資格者への優遇措置の拡大に見られるように、教育委員会においても英語能力の高い人材へのニーズが示されている。

よって、「国際交流の推進に関する基本方針（平成24年1月～）」は、2020年度から新しい学習指導要領も実施されることなどを踏まえ、時代の流れを反映したものへの見直しも検討する必要がある。

なお、見直しにあたっては、次期（第4期）の中期目標・中期計画（令和4年4月～令和10年3月）を考慮する必要がある。

- 「国際交流の推進に関する基本方針（平成24年1月～）」の見直しの検討に伴い、現在の国際交流・留学生支援推進本部についても、多様化、専門化している様々な国際交流事業の

状況等も踏まえ、学生の海外派遣についての専門性（知見、経験）を有する者を加える等より充実した体制の整備が求められる。

評価基準2 国際交流の状況と成果

- 国際交流の推進に関する基本方針に沿って国際交流が推進されると共に、その成果が本学教育研究の質向上に着実に役立っている。

1 分析

[基準に係る状況]

(1) 国際交流の推進に関する基本方針（平成24年1月～）

平成24年1月に、「国際交流の推進に関する基本方針」を策定した（既述。2～3ページ）。

(2) 「基本方針に基づく当面の具体的な方策」の実施（平成25年4月～令和元年7月）

- 1) 「日本語」等の留学生対象授業、日本理解特別プログラムの点検、改善を進めるなど、留学生教育の充実を図るとともに、日本語教員養成のためのカリキュラムについて検討する。

- ・ 本学の外国人留学生は18名（令和元年5月1日現在）であり、日本語等の授業、日本理解特別プログラム、研修旅行、研究発表会等を行う等、外国人留学生教育の充実を図っている。国際交流協定に基づく外国人留学生の数は、近年20名弱で推移しているが、留学生の帰国前に行われている研究発表会では、和製英語、英語教科書、いじめ、道德教育、特別支援教育等の文化や教育制度の母国と日本との違い等についてのプレゼンテーションが行われており、留学期間中の充実した研究の成果がうかがわれるものとなっている。

資料1－2－A：外国人留学生（令和元年5月1日現在）

国 籍等 区分			アジア				ヨーロッパ	オセアニア	北米	人数
			中国	韓国	台湾	タイ	ドイツ	オーストラリア	メキシコ	
学 部 レベル	学部学生	私費	1				1			2
	学部研究生	私費	3							3
	特別聴講学生	国費								0
	※	私費	5	4	1					10
	科目等履修生	私費								0
	小計		9	4	1	0	1	0	0	15
大学院 レベル	大学院生	国費								0
		私費						1		1
	教員研修留学生	国費				1				1
	研究留学生	国費							1	1
	大学院研究生	私費								0
	小計		0	0	0	1	0	1	1	3
合計			9	4	1	1	1	1	1	18

※国際交流協定に基づく外国人留学生（交換留学生。半年又は1年。授業料等相互免除。）は、特別聴講学生として受け入れを行っている。

資料 1-2-B : 国際交流協定に基づく外国人留学生数 (特別聴講学生)

大学名	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
遼寧師範大学	5	5	5	5	5	5
キャンベラ大学※	2	1		1		
釜山教育大学校	7	5	7	7	10	9
北アリゾナ大学			1			
リンネ大学						
韓国教員大学校			1		1	1
国立彰化師範大学	3	4	3		3	3
ウィスコンシン大学ラクロス校					1	
合計	17	15	17	13	20	18

※キャンベラ大学は、現在は国際交流協定校ではない。

資料 1-2-C : 外国人留学生対象授業科目
(令和元年度前期 (4～8月))

	月	火	水	木	金
1 限	日本語 1 (読む・書く)		比較教育文化論 A	日本語 1 (大学生の聴解)	
2 限	日本語 1 (コミュニケーション)	日本の教育制度 A	異文化交流の心 理学	日本語 1 (聴く・話す)	日本事情 A
3 限	日本語 (総合) A 日本語補講 (初級 2)	ホームルーム		日本語補講 (初中級)	日本語補講 (初級 1)
4 限	日本語補講 (初級 2)	日本理解特別ブ ログラム	日本語補講 (個別指導)	日本語補講 (漢字)	日本語補講 (初級 1)

(令和元年度後期 (10～2月))

	月	火	水	木	金
1 限	日本語 2 (読む・書く)		日本事情 B	日本語 2 (大学生の聴解)	日本の教育制度 B
2 限	日本語 2 (コミュニケーション)	多文化間心理学	比較教育文化論 B	日本語 2 (聴く・話す)	
3 限	日本語 (総合) B 日本語補講 (初級 2)	ホームルーム		日本語補講 (初中級)	日本語補講 (初級 1)
4 限	日本語補講 (初級 2)	日本理解特別ブ ログラム	日本語補講 (個別指導)	日本語補講 (漢字)	日本語補講 (初級 1)

資料 1-2-D：日本理解特別プログラム

○日本理解特別プログラム

日本の文化や教育制度などについて、体験的に学ぶことを目的に「日本理解特別プログラム」を行っています。各学期ごとに、留学生の体験してみたいことやおすすめの日本文化体験を行います。

例えば、地域の歴史や文化を体験するために、地域の伝統工芸を作ったり、地域の方々と一緒に日本文化体験（もちつき会、茶道体験など）や留学生の文化を教える（留学生料理教室など）といったことをしたり、地域の学校に行って留学生が特別授業をしたりすることもあります。また、福岡県以外の文化を学びに研修旅行に行くこともあります（例：長崎、東京、佐賀）。

留学生達が自分自身で企画を提案し、個人では体験できないことや他の留学生とシェアしたい体験（日本人との交流企画も可）を自由に考え、各学期にどのようなことを行うか考えます。

内容によっては、日本語でプレゼンテーションを作成し、感想レポートを書くこともあります。この体験は、留学期間の最後に行う留学生研究発表会（コース必修）にのっての準備としても役立つものです。

（「留学生ガイドブック」より）

2) 留学生の生活、修学環境の整備に努めるとともに、ニーズに対応した支援方策を検討する。

- ・毎年2回（前期、後期）、留学生オリエンテーションを開催し、毎年発行している本学の「留学生ガイドブック」に基づき、来日後に必要な手続き、授業料や奨学金、学校生活、健康・保険・安全、住居、入国管理局での手続き、帰国前に必要な手続き等について、説明を行っている。
- ・外国人留学生の授業料・奨学金等については、授業料免除、文部科学省奨学金、（独）日本学生支援機構奨学金、民間団体奨学金等の案内・申請手続きを行っている。
- ・外国人留学生の住居については、学生寮（日本人学生も利用）の他、大学生協及び大学周辺の不動産会社の紹介を行っている。なお、保証人がいない場合も、福岡教育大学外国人留学生後援会が保証人となる福岡地域留学生住宅保証制度（福岡地域における留学生受け入れ等を推進するために設置されている福岡地域留学生交流推進協議会の事業の一つ）が利用可能である。

3) 海外派遣留学生のための語学教育の充実を図るとともに、留学を促進するための経済的な支援方策を構築する。

- ・海外派遣学生のための語学教育の充実については、平成27年度に、正課外活動として、「英語習得院（English Learning Institute）」を設置し、「ELI 講座」（平成27年度～）、「英検2級対策講座」（平成28年度～）、「英検準1級対策講座」（平成30年度～）を開講した。また、英語習得院では、クアラルンプール短期英語研修も実施しており、より高い英語能力の育成に努めている。「ELI 講座」については、学生アンケートの結果では、講座の内容

に不満を示す学生も 8.8% (平成 30 年 ELI 講座受講者へのアンケート。非常に満足 11.9%、満足 33.2%、どちらとも言えない 46.1%、不満足 4.7%、非常に不満足 4.1%) 見られるものの、概ね満足度は高い傾向が示されているが、正課授業、部活動、サークル、ボランティア等の活動時間との重複等が継続受講の課題となっている状況も見られる。小学校英語の教科化、帰国児童生徒や日本語指導が必要な外国籍児童生徒等の増加等、学校現場のグローバル化に対応するために、基本的な資質として、英語コミュニケーション能力が高い教員が求められていることから、学生のニーズ等もきめ細やかに把握しながら、さらなる取組の工夫が求められている。

資料 1－2－E：「ELI 講座」等

① E L I 講座〔大学院を含む全学年対象〕

英語で「聴く」「話す」技能の基礎的運用能力の習得や、留学に必要な英語力の向上をめざす全学共通の講座を実施します。

- ・ 正規のカリキュラム外の講座ですが、初等教育教員養成課程入学者は全員、本講座を受講するよう努めてください。
- ・ プレイスメントテストにより、受講者一人ひとりの習熟度に合わせた 3 つのレベル別クラスを編成し、少人数で個々に応じた指導を受けることができます。
- ・ 大学の授業（前期・後期制）とは異なり、通年の講座です。但し、前期と後期で受講登録をする必要があります。
- ・ E L I 講座における受講の実績次第で、4 年生および修士 2 年生はサーティフィケート（修了証書）を 4 月に取得することができます。サーティフィケートには、プログレステストで証明される英語力、大学での国際交流活動への参加記録、E L I 講座の出席率が記載されます。

【サーティフィケート取得条件】

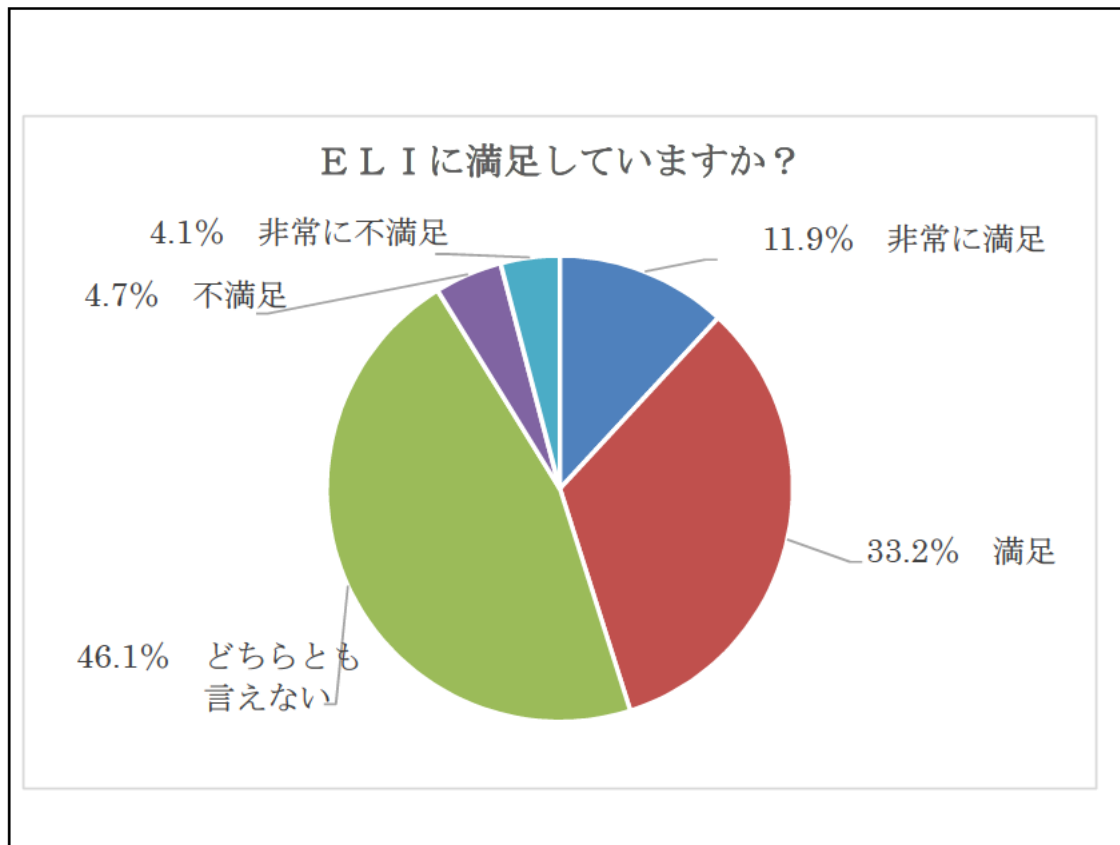
- ・ 原則 2 年以上受講（原則は 2 年連続。）
- ・ 各年の出席率 75% 以上

② 英検 2 級及び準 1 級対策講座〔2 年生以上、及び E L I 講座を受講している 1 年生対象〕

小学校教員に英検 2 級レベル以上の英語力が求められていることから、英検 2 級 1 次試験の読解と作文を重視した対策講座および英検準 1 級 1 次試験対策講座を実施します。

(出典：本学公式 HP 学部・大学院・附属施設等 英語習得院 <https://www.fukuoka-edu.ac.jp/faculty/center/eli>)

資料 1－2－F：ELI 講座 受講者アンケート結果（平成 30 年 6 月）（抜粋）



- 学生の留学を促進するための経済的な支援については、(独)日本学生支援機構海外留学支援制度(協定派遣)奨学金の他、外部団体の奨学金を利用している。なお、平成 24 年度に福岡教育大学未来奨学金を整備し(別添資料 1－2－1)、国際交流協定校への交換留学を希望し、要件を満たす者に奨学金を支給している(令和元年度 3 名。平成 30 年度は、(独)日本学生支援機構等の奨学金を利用したため、該当者なし。)。また、JICA(独立行政法人国際協力機構)大学連携事業タンザニア野球ボランティア派遣(後述。14 ページ)の学生の参加費用の大部分は JICA が負担しているが、学生が一時的に 15 万円程度を自己負担しなければならないため、学生の負担軽減方策として、平成 30 年度は、8 名分(150 万円)、本学基金から学生に貸付を行った。

資料 1－2－G：学生の海外派遣（平成 30 年度出発）

留学先等		人数	期間	経済的な支援	備考
国際交流協定 校交換留学	ウィスコンシン大学ラクロス校	1	10 ヶ月	(独) 日本学生支援 機構海外留学支援制 度（協定派遣）奨学 金 ※リンネ大学のうち 1 名は外部団体（馬 場財団）奨学金	単位互換有
	リンネ大学	4			
	国立彰化師範 大学	1			
国際交流協定 校語学研修	ウィスコンシン大学ラクロス校英語研修	14	21 日	名は外部団体（馬 場財団）奨学金	「海外語学 研修」2 単位
韓国学生教育 交流事業（派 遣）	釜山教育大学 校 ※	5	3 日	—	
クアラルンプール英語研修		3	14 日	—	
カンボジアインターンシップ・ボランティア研修		11	13 日	—	
ミャンマーインターンシップ研修		7	13 日	—	
JICA 大学連携事業タンザニア野球ボランティア派遣		8	28 日	JICA 負担	
計		54			

※韓国学生教育交流事業（派遣）は、釜山教育大学校、韓国教育大学校に隔年で派遣。

資料 1－2－H：国際交流協定に基づく派遣学生数

大学名	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
遼寧師範大学						
キャンベラ大学	3	3	2		1	
釜山教育大学校	3	3	2	1	2	
北アリゾナ大学	1	2				
リンネ大学	3	3	3	2	3	4
韓国教員大学校	1	3	1	2	1	
国立彰化師範大学		2				1
ウィスコンシン大学ラクロス校			1			1
合計	11	16	9	5	7	6

※キャンベラ大学は、令和元年度現在は国際交流協定校ではない。

4) 語学研修、海外インターンシップ、国際理解のための海外派遣研修のプログラムを開発し、国、地方公共団体等が行う海外派遣補助事業を活用するなどしてその拡充を図る。

- ・平成 25 年度に、ウィスコンシン大学ラクロス校との間で国際交流協定を締結し、学生の交換留学及び英語研修プログラムを整備し、学生を派遣している。なお、派遣プログラムに関して、(独) 日本学生支援機構の海外留学支援制度(協定派遣)奨学金を活用している。(ウィスコンシン大学ラクロス校以外の国際交流協定校との学生の交換留学も継続して行っている。)
- ・平成 26 年度に、クアラルンプール短期英語研修を整備し、学生を派遣している。
- ・平成 28 年度に、カンボジア海外短期インターンシップ・ボランティア研修を整備し、学生を派遣している。
- ・平成 30 年度に、ミャンマー短期インターンシップ研修を整備し、学生を派遣している。
- ・韓国学生教育交流事業(派遣、受入)については、釜山教育大学校とは平成 10 年から、韓国教員大学校とは平成 18 年から継続して、学生の派遣・受入を行っている。
- ・毎年、50 人程度の学生がこれらの海外研修等に参加しているが、帰国報告会やレポートでは、「現地でコミュニケーションをとるための英語力の重要性を再認識した」、「日本とは異なる社会環境の中での異文化体験の重要性を認識した」、「教師を目指す気持ちがさらに高くなった」、「現地で経験したことを教員になった際に活用したい」等の学生の発言、記載が多く見られる。

5) 地域の国際交流諸団体と連携協力し、学生による国際交流活動、ボランティア活動の活性化を図るとともに、NPO や NGO との協働事業を促進し、途上国に対し本学の特性を生かした国際貢献を推進する。

- ・平成 25 年度から、本学の受入留学生と地域住民等の交流促進のため、宗像市と連携し、ホームビジット交流会等の交流行事を行っている。
- ・平成 27 年度から、地域のボランティア活動(吉武地区の「正助さんの寺子屋」)に外国人留学生が参加している。その他にも、多くの地域の活動に外国人留学生が参加している。
- ・平成 29 年度に、宗像市等と連携し、東京オリンピック・パラリンピック出場が期待される 20 歳以下のアメリカ柔道チームの受入れ(強化合宿、交流会等)を行い、本学の学生と合同練習・交流を行った。
- ・平成 29 年度に、(独)国際協力機構(JICA)と大学連携ボランティア派遣の覚書を締結し、野球の普及・振興のために、タンザニアに学生の派遣を行っている。この活動を通して、青少年の健全な育成を行うと同時に英語のコミュニケーション能力を身につけたグローバルな人材になることを期待している。

資料 1-2-I : JICA 大学連携事業タンザニア野球ボランティア派遣

○福岡教育大学と JICA がタンザニアでのボランティア事業連携の覚書を締結
～タンザニアでの野球の振興に向けて～

2017年8月30日

独立行政法人国際協力機構（JICA）は2017年8月29日（火）、福岡教育大学との間でボランティア事業への連携に関する覚書を締結しました。本連携により、2020年までの3年間にわたり、毎年、同大学の野球部員10人前後をタンザニアに約1カ月間、青年海外協力隊員として派遣する予定です。

現地ではタンザニアの経済の中心都市ダルエスサラームの野球グラウンドで、中等学校チーム、ナショナルチームに対する指導を行う他、地方での野球普及・指導巡回活動の支援も行う予定です。

JICAはこれまで様々なスポーツ職種のボランティアを発展途上国に派遣してきましたが、日本政府が国際貢献事業「スポーツ・フォー・トゥモロー」（※）を推進している近年では特に野球の普及に携わるボランティアが大学連携の下で中南米を中心に数多く派遣されています。

しかしながら、本件はアフリカに対する野球ボランティアを派遣する初めての大学連携となります。

タンザニア政府が「スポーツを通じた国民の健康増進」を掲げて野球の普及と強化に取り組み始めたのに応えるため、福岡教育大学との連携により、今後は競技の技術レベルの向上や裾野拡大と健全な青少年育成（規律や他者の尊重、自主性、責任感などの醸成）を主眼としたスポーツ活動を展開することが期待されています。

（出典：JICA HP「福岡教育大学と JICA がタンザニアでのボランティア事業連携の覚書を締結」

<https://www.jica.go.jp/kyushu/topics/2017/ku57pq00000hjou5.html>）

6) 国際交流協定校との友好・連携を密にし、学生、教職員、附属学校・園の交流、単位互換制度の改善、学術交流や共同研究の推進を図るとともに、ダブル・ディグリー、客員教授・研究員の相互受け入れ等の方策について検討する。

- ・平成25年度から、釜山教育大学校と、教育実習の見学・体験（派遣、受入）、附属学校間の交流（派遣、受入）、事務局職員のインターンシップ（派遣、受入）を行っており、平成30年度は、本学教員が釜山教育大学校で講義を行っている。また、釜山教育大学校とは、音楽教育講座の教員が、音楽を通じた学術交流を行っている他、平成25年度に、教育総合研究所のFD部門で、釜山教育大学校等との連携によるFDシンポジウム「自校史教育、地域理解教育を含む初年次教育の展開」を開催した。
- ・平成27年度に、本学のTeaching Practice Program（交流協定に基づく外国人留学生を受入れ、小中学校で、授業参加、模擬授業等を行うプログラム）で、リンネ大学の学生1名を附属久留米中学校等で受入れを行った。
- ・平成29年度に、ドイツのカール・フォン・オージェツキー大学オルデンプルクとの間で特別支援教育の分野の共同研究・学術交流のための覚書を締結し、同大学から教授2名を招聘し、特別支援教育公開セミナー「ドイツの特別支援教育における現状と課題」を開催した。

- ・平成 31 年度に、韓国の大邱教育大学校と国際交流協定を締結し、共同で学術交流セミナーを本学で開催した。
- ・平成 25 年度以降に、7 名の外国人研究員の受入れを行っており、国際交流協定校からは、平成 27 年度に釜山教育大学校から 1 名の受入れを行った。

資料 1－2－J：国際交流協定校（令和元年 7 月 1 日現在）

大学名	地域	国等名	締結年月日	交流内容
遼寧師範大学	アジア	中国	S61. 6. 26	学生交流 学術協力
国立彰化師範大学		台湾	H21. 5. 26	
釜山教育大学校		韓国	H10. 12. 11	
韓国教員大学校			H18. 6. 1	
大邱教育大学校			R 1. 6. 4	
北アリゾナ大学	北米	米国	H13. 3. 6	
ウィスコンシン大学ラクロス校			H25. 11. 15	
リンネ大学	欧州	スウェーデン	H17. 8. 23	

- 7) 「日韓教育大学学長懇談会」や「東アジア教員養成国際シンポジウム」等の国際コンソーシアムに積極的に参画するとともに、学内に国際共同研究の拠点を整備し、教育研究の水準の向上を図る。

- ・平成 20 年度から隔年で日本と韓国で開催されている、「日韓教育大学学長フォーラム（日韓教育大学学長懇談会）」に毎年参加している。本フォーラムは、国際交流活動を通じた両国の教育・研究の充実を図ることを目的としており、日韓における教育制度の現状報告や両国の教育大学が抱える共通の課題についての意見交換等を行っている。平成 30 年度は、本フォーラムを本学が主管して開催し、日本の 11 大学、韓国の 12 大学が参加し、「教員養成大学における大学院の現状と課題」、「教員養成大学の附属学校の活用の在り方について」のテーマで活発な意見交換が行われた。
- ・東アジア地域の大学との連携強化を目的として、日本・中国・韓国とモンゴルの教育系大学で形成している「東アジア教員養成国際コンソーシアム」に、平成 21 年度から平成 28 年度まで参加し、東アジア諸国の大学との国際交流を行うための情報を共有した。

- 8) 教職員、学生の共同参画による国際交流活動の推進のため、国際交流の業務の窓口を整備するとともに、国際戦略コーディネーターの配置、多言語ができる教職員の養成、配置等の方策について検討する。

- ・平成 25 年度に、大学に、国際交流に関する事業の推進並びに学生の海外派遣・留学及び外国人留学生の支援を行うことを目的として、国際交流・留学生支援推進本部を設置した。また、平成 25 年度～平成 28 年度まで、国際交流の基本方針に関わるプロジェクト事業の

企画・立案及び実施等に関する業務に従事する国際交流コーディネーター1名を配置した。

- ・事務局職員の研修として、協定校の釜山教育大学校に1名（平成25年度）、本学が学生向けに実施しているクアラルンプール短期英語・インターンシップ研修に7名（平成26年度：3名、平成27年度：4名）、カンボジア海外短期インターンシップ・ボランティア研修に4名（平成28年度：1名、平成29年度1名、平成30年度2名）の事務職員を派遣した。また、平成26年度、文部科学省国際業務研修（ノートルダム・メリーランド大学及び北アリゾナ大学）に、事務職員1名を派遣した。

9) 国際交流活動の継続的な発展を図るため、国際交流のための基金の創設など、安定した資金の確保方策について検討する。

- ・平成10年度に、福岡教育大学外国人留学生後援会が創設されており、不測の事態に遇った外国人留学生及び留学生の保証人になった教職員への支援を行っている（給付限度額5万円、貸付限度額10万円）。
- ・平成24年度に、福岡教育大学基金を活用した福岡教育大学未来奨学金を整備し、国際交流協定校の交換留学を希望し、要件を満たす者に、奨学金を支給している。

《必要な資料・データ等》

資料1-2-A：外国人留学生（令和元年5月1日現在）

資料1-2-B：国際交流協定に基づく外国人留学生数（特別聴講学生）

資料1-2-C：外国人留学生対象授業科目

資料1-2-D：日本理解特別プログラム

資料1-2-E：「ELI 講座」等

資料1-2-F：ELI 講座 受講者アンケート結果（平成30年6月）（抜粋）

資料1-2-G：学生の海外派遣（平成30年度出発）

資料1-2-H：国際交流協定に基づく派遣学生数

資料1-2-I：JICA 大学連携事業タンザニア野球ボランティア派遣

資料1-2-J：国際交流協定校（令和元年7月1日現在）

別添資料1-2-1：福岡教育大学未来奨学金規程

（基準の達成状況についての自己評価：C・・・達成しているが問題・課題がある。）

「国際交流の推進に関する基本方針」の「基本方針に基づく当面の具体的な方策」である、①留学生教育の充実、②留学生の環境整備、③海外派遣学生支援、④海外派遣プログラム拡充、⑤学生の国際交流活動の活性化、⑥国際交流協定校との交流、⑦国際コンソーシアムの参画、⑧国際交流の窓口の整備、⑨国際交流のための基金創設、に沿って、国際交流を推進した成果として、学生の国際性の涵養に資する等、本学の教育研究の質的向上に役立っていると判断している。

2 「優れた点」

- 特になし。

3 「改善を要する点」

- 学生の海外派遣等の国際交流活動がさらなる発展を遂げるために、既存の奨学金制度の拡充等の学生に対する経済的支援について検討することが望まれる。

評価項目 2 社会連携の推進

評価基準 1 社会連携の推進体制の整備と改善

- 本学の目的に沿った社会連携の推進体制が全学的な組織として整備されると共に、社会連携の推進にかかる組織的な体制が PDCA サイクルにしたがって適切に運営・改善され、機能している。

1 分析

[基準に係る状況]

(1) 社会連携の推進に関する基本方針

本学は、教育を専門とする九州地区の拠点大学として、豊かな教養と高度の専門知識、教育実践力を備えた教員を養成するとともに、地域社会の生涯学習機会の創出に寄与することが求められており、これまで、教育、研究の成果の還元や、生涯学習の機会創出に貢献してきたが、さらなる発展を目指すためには、地域とのより一層の連携が求められている。そこで、本学が所有する知的・人的・物的資源を基盤として、積極的に社会との連携を推進することを目的として、平成 23 年 11 月 18 日付けで、「社会連携の推進に関する基本方針」を策定している。

資料 2－1－A：社会連携の推進に関する基本方針

社会連携の推進に関する基本方針	
平成 23 年 11 月 18 日 国立大学法人福岡教育大学 福岡教育大学には、教育を専門とする九州地区の拠点大学として、豊かな教養と高度の専門知識、教育実践力を備えた教員を養成するとともに、地域社会の教育力向上や生涯学習機会の創出に寄与することが求められている。また、本学の研究や教育については、今日の社会をとりまくさまざまな環境変化に対応した取り組みが常に求められている。 本学は、これまで、教育に関する広範な研究を展開し、その成果を広く還元してきた。このことによって、地域社会の教育力向上や生涯学習の機会創出など社会に貢献してきたが、本学のさらなる発展をめざすためには、大学全体として社会とより一層連携することが求められる。 そこで、以下の基本方針を策定し、知的・人的・物的資源を基盤として、積極的に社会との連携を推進するよう大学として取り組む。また、この連携によって得られた成果を大学における教育・研究活動に活かし、大学全体の活性化を図る。	
基本方針	
01. 教育に関する現代的諸課題を把握し、その解決に取り組む。 02. 地域社会の生涯学習の要請に応え、幅広い世代に関わられた学びの場を提供する。 03. 新たな連携システムを模索し、本学の教育・研究活動を活性化させる。	
基本方針に基づく取り組み	
01. 教育委員会や学校などと連携し、教育に関する現代的諸課題について調査・研究を行い、その成果を社会に還元する。 02. 共同研究、教員の出講、学校教育相談等を推進し、学校や地域社会への支援・協力を積極的に行う。 03. 幅広い世代が学ぶことのできる公開講座や授業公開、その他生涯学習の推進に寄与する企画を行い実施する。 04. ボランティア活動を強く推進し、地域社会への貢献とともに本学学生の実践力向上をめざす。 05. さまざまな組織・団体や各種機関のニーズと本学が有する研究シーズとのマッチングを促し、外部資金導入による受託研究や教育サービスを積極的に展開する。	

（２）社会連携推進室の実施体制

「社会連携の推進に関する基本方針」に基づき、さまざまな社会連携活動の企画・立案を行っているのが、学長室のひとつである社会連携推進室である。同室は、副理事（地（知）の拠点整備担当）を室長とし、ユニット（別添資料２－１－１）等及び事務局から選出された室員９名により構成され、国立大学法人福岡教育大学学長室規程（別添資料２－１－２）に定められた所掌事項に関する学内外の年度計画の取組に係る企画・立案を行う組織であり、さらには、教育現場や地域社会から、それぞれのニーズを収集し、その情報をとりまとめ、学内の各種委員会にその意見・要望を伝え、それぞれの自己点検・評価・改善に反映させる役割も担っている。

国立大学法人福岡教育大学学長室規程の中で、社会連携推進室の所掌事項は、

- １．社会連携及び社会貢献に関すること。
- ２．生涯学習の推進及び支援に関すること。
- ３．外部資金のあり方に関すること。
- ４．社会連携に係る中期目標・中期計画及び年度計画に関すること。
- ５．社会連携に係る自己点検・評価に関すること。
- ６．その他社会連携推進室が必要と認めること。

に関する、学内外の諸情報を収集し、大学経営に活かす方策を企画・立案する、と明記されている。

また、平成 24 年 6 月に文部科学省から公表された「大学改革実行プラン」の中では、「地域再生の核となる大学づくり（COC（Center of Community）構想の推進）」が示されており、本学では、ミッションに掲げる「広域の拠点的役割を目指すこと」と「実践型教員養成への転換を図ること」を目的とし、社会連携推進室が中心となり、本学独自の COC 事業に平成 26 年度下半期から取り組んでいる。これにより、教育を切り口とした本学独自の地方創生事業を展開している。

（３）第 3 期中期目標・中期計画

○中期目標

７．第 2 期においては、福岡県の全市町村(60 市町村)の教育委員会を構成員とする市町村教育委員会連絡協議会との連携協定を締結し、県内の全ての教育委員会との連携の基盤を整えた。第 3 期においては、この連携協定に基づく戦略的な連携事業を立ち上げるとともに、他機関と連携して教員養成機能の充実、教員研修機能の高度化及び教育現場の課題解決に資する教育研究活動を推進する。

○中期計画

１３．本学版 COC 事業により、「地域志向型学生ボランティア認定システム」を開発し、教員養成機能を充実させるとともに、県及び県内市町村との戦略的な連携により、教員研修機能の高度化及び教育現場の課題解決に寄与する。また、九州各県の教育委員会との連携協力により、九州各県それぞれの教育課題を的確に把握し、それらの解決に資する教育研究を推進するとともに、その成果をカリキュラムに反映させる。「地域創生推薦入試」で入学した学

生には、当該カリキュラムに基づく授業を受講させる。これにより、出身県の教育課題やその解決のための教育の在り方を学ぶことができることから、当該出身県への教員就職によりその教育力を向上させる。

中期目標では、「第3期においては、この連携協定に基づく戦略的な連携事業を立ち上げるとともに、他機関と連携して教員養成機能の充実、教員研修機能の高度化及び教育現場の課題解決に資する教育研究活動を推進する。」、中期計画では、「教員養成機能を充実させるとともに、県及び県内市町村との戦略的な連携により、教員研修機能の高度化及び教育現場の課題解決に寄与する。」となっており、社会連携推進室では、県内教育委員会等とさまざまな点で連携している。

（４）教育委員会との連携

○講師等授業力アップ講座の開講

講師等授業力アップ講座は、「福岡県内の公立学校に勤務する講師等を対象に、授業力アップのための講座を福岡教育大学と福岡県教育委員会との連携・協働で開設する。講座内容は、本県の全国学力・学習状況調査結果、および福岡県学力実態調査の結果を踏まえたものとする。本講座を通して講師等の教科に関する基礎的知識・技能の習得と実践的指導力の向上を図ることで、児童生徒の学習指導上の課題解決に資することを目的とする。」という趣旨で、研修機会の少ない学校現場の「講師」を受講者の中心とし、平成27年度から当面3年を目処に実施した。主催は本学、福岡県教育委員会が共催、福岡県市町村教育委員会連絡協議会が後援として参画している。

当初は、筑豊教育事務所、京築教育事務所の2事務所からスタートし、平成28年度から福岡教育事務所も加わり、3事務所で実施している。

受講者の満足度も高く（別添資料2-1-3）、各教育事務所から継続実施の要望も多い。そのため、平成30年度も実施した。福岡教育事務所では、要望の多かった実技系教科を追加し、好評であったため、令和元年度においては、実技系教科のみで実施する。

当該年度の講座実施後、主幹指導主事会議（福岡県教育委員会義務教育課含む）や担当指導主事と日程や希望教科等について意見交換を行い、次年度の講座実施に役立てている。

○宗像市・福津市教育委員会との連携

本学の所在地である宗像地区（宗像市・福津市）とは、平成21年7月に「宗像市教育委員会、福津市教育委員会及び宗像地区小・中・義務教育学校と福岡教育大学との連携事業連絡協議会」（別添資料2-1-4）を発足させた。この協議会では、各種の連携事業を効率的かつ効果的に運営を行うための連絡調整の機能を果たしている。理事・副学長（国際交流・社会連携担当）が会長となり、社会連携推進室からは、室長、事務局次長兼連携推進課長が構成員となっている。構成員全体は下記のとおりである。

資料 2-1-B : 連携事業連絡協議会規程 (抜粋)

- ・ 会長：福岡教育大学理事・副学長（国際交流・社会連携担当）
- ・ 宗像市教育委員会：教育政策課長、主幹指導主事、教育連携コーディネーター
- ・ 福津市教育委員会：学校教育課長、指導主事
- ・ 小中学校校長会：宗像市小・中学校長代表（小・中学校各 1 名）、
福津市小・中学校長代表（小・中学校各 1 名）
- ・ 福岡教育大学：社会連携推進室室長、キャリア支援センター長、学校における実習及び体験活動委員会委員長、教職実践ユニット、連携推進課長、教育支援課長、学生支援課長

協議会は、毎年 3 回程度開催しており、教育実習、ボランティア等を審議し、活発な意見交換が行われ、翌年度の活動につなげる等、本学及び両市にとって重要な役割を果たしている。

また、平成 18 年度から、毎年 1 回「宗像地区教育関係者合同研修会」を実施しており、宗像・福津の両市教育委員会、宗像地区の小・中・義務教育学校教員、本学の役職者及び教職員が一同に会して、毎年テーマを決めて、意見交換を行っている。平成 30 年度は「福岡教育大学と宗像地区の学校・地域との効果的な“連携総合プラン”について」をテーマに、良好な連携を支えるための双方向のフィードバックによる課題共有と教育委員会・学校・大学それぞれの立場から、今後の連携について活発な意見交換が行われた。本研修会で挙げた意見・要望については、社会連携推進室を介して、学内の関係委員会等にフィードバックし、検討状況の集約を連携事業連絡協議会が担うこととしている。合同研修会実行委員会にも、社会連携推進室から室長、副室長が構成員として参加している。ここ 6 年間の参加者数は、資料 2-1-C 及びこれまでの研修会テーマは、別添資料 2-1-5 のとおりである。

資料 2-1-C : 宗像地区教育関係者合同研修会参加状況の推移

年度 関係機関	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
学校関係者	90	79	86	87	86	90
教育委員会関係者	19	23	33	18	17	17
大学関係者	83	62	81	84	66	72
合計	192	164	200	189	169	179

また、宗像市教育委員会、福津市教育委員会と本学が研究経費を分担し、両教育委員会、両市の小・中・義務教育学校の教員および本学の教員との協働により、「宗像市・福津市教育委員会と福岡教育大学との連携による研究プロジェクト」を平成 24 年度より実施している。

このプロジェクトは、各教育委員会や教育現場における課題解決や要望などのニーズと本学のシーズをマッチングさせ実施しており、平成 24～25 年度（第一期）は、若手教員に焦点化した教員研修プログラムを開発し、試行的に実践した。平成 26～27 年度（第二期）は、第一期で得られた成果をもとにして、継続的に研究モデル校を中心とした実践研究を行うとともに、新たに外国語活動、算数・数学科教育に関する研修プログラムを開発した。これらの研修プログラムを研修会等で紹介あるいは実施することにより、先生方の授業力や学級経営力の向上に寄与する成果が得られた。平成 28 年度（第三期）からは、研究期間を 1 年更新とし、できるだけ多くの学校が参画できるようにするとともに、これまでに得られた成果を発展・拡充させ、新たに研究モデル校を指定し、従来教育総合研究所のプロジェクトとして実施してきた実践研究を、福岡教育大学 C0C 事業の一つとして進めてきた。平成 29 年度（第四期）は宗像市・福津市教育委員会との連携により、地元の小・中学校（計 7 校）を研究モデル校とした学校教育現場における現代的課題へ取り組んできた。平成 30 年度（第五期）は、両市教育委員会、両市立小・中学校と大学との研究プロジェクト「地元教育委員会との連携による学校教育現場における現代的課題への取組」として、「主体的・対話的な学びの実現を目指す国語科学習指導」、「活用する力を育成する算数科の授業づくり」、「実践的な ICT 活用のための教員研修」、特別支援教育「実習を活用した通常の学級での教員のアセスメント力育成」の 4 つの取組について、両市の指導主事、学校教育現場の教諭と共に研究・推進した。

本研究の研究代表者は、社会連携推進室副室長が担当しており、研究分担者にも社会連携推進室員が加わっている。

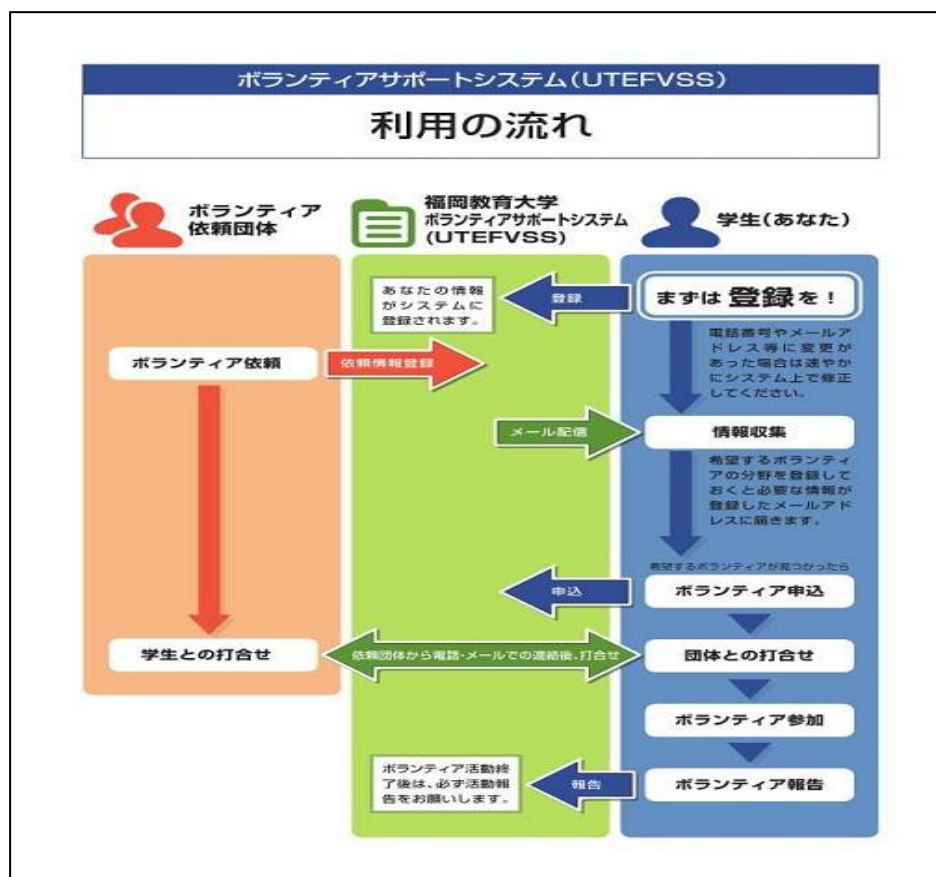
（５）学生ボランティアシステムの充実

第 3 期中期計画において、教員養成機能を充実させることを目的として「13. 本学版 C0C 事業により、『地域志向型学生ボランティア認定システム』を開発し、教員養成機能を充実させる」ことを掲げている。この取組の経緯は次のとおりである。

○平成 23 年度

平成 13 年 10 月に構築した、本学の学生ボランティア活動を推進する仕組みである「学生ボランティア支援システム」をより充実させ、地域との関わりをより密接にして、学生がボランティア活動をととして教員としての実践力を高めることができるようにするため、学生情報及びボランティア依頼団体情報のデータベース化を図るとともに、ボランティアの依頼や申込みを Web 上（本学公式ホームページ）のみで可能にする「ボランティア・サポート・システム（UTEFVSS）」の本格的な運用を始めた。

資料 2-1-D : ボランティア・サポート・システム (UTEFVSS)



○平成 25 年度

学生のボランティアに関する相談・調整や、ボランティアの情報収集・提供等の業務を行う専門スタッフ「ボランティアコーディネーター」を置き、小中学校の校長経験者 2 名を学生支援課に雇用した。

○平成 26 年度

学生ボランティア活動を更に推進していくため「学生ボランティア活動の推進に関する基本方針」(別添資料 2-1-6)を策定するとともに、「ボランティアの手引き」(学生・学校・地域団体・教職員用)を作成した。

○平成 27 年度

学生ボランティア活動で培う、将来の教員としての資質能力を高めるため「学生ボランティア活動認定システム」(別添資料 2-1-7)の制度設計を行い、試行運用を開始した。また、「福岡教育大学における学生ボランティア情報の取り扱いに関する指針」(別添資料 2-1-8)を策定するとともに、「学生ボランティア認定システム・認定評価の手引き」(学校・学生用)をあわせて作成した。さらに、「ボランティアコーディネーター」1 名を増員し 3 名の体制となり、学生へのきめ細かい支援が可能となった。これらの取り組みにより、学生ボランティア活動の広がり・深まりが見られ、「第 1 回学生ボランティア活動報告会」を実施した。

○平成 28 年度以降

第 3 期中期目標・中期計画期間を迎え、よりスピード感をもって活動が推進されるように「福岡教育大学学生ボランティア活動推進本部会議」(別添資料 2-1-9)を設置するとともに、夏

季休業等を利用した「短期集中型ボランティア活動」を開始し、福岡県だけでなく他県でもボランティア活動が展開できるようにした。あわせて「学生ボランティア認定システム・認定評価の手引き」(地域用)を作成した。このように、本学と地域が一体となった広域連携活動へと発展し、学校・地域・公共機関・福祉関係など、学生ボランティア活動の場が広がったことから、将来教員となった際に連携が求められる様々な場で活動を行うことが可能になり、将来の教員としてのより高度な資質能力の向上を図るシステムとすることができた。その結果、学生ボランティアの参加者が増えるだけでなく、学生の活動意欲の向上にもつながっている。

学生ボランティアで育成される資質能力の分析とそれに基づく「学生ボランティア活動認定システム」の改善運用については、本年度(令和元年度)実施しているところである。また、4年次生までの学生ボランティア参加率 100%を目標に、4年次生を中心に各学生の実態に合わせながら個に応じた支援も進めている。学生のボランティア参加実態の把握とそれに応じた支援が功を奏し、令和元年8月末日現在の4年次生(平成28年度入学生)の学生ボランティア参加率は98.9%となっている。

資料2-1-E：学生ボランティア活動の参加者数と参加率の推移

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
ボランティア参加率 (実数÷当該年度在籍者数)	16.5%	19.3%	29.2%	35.5%
ボランティア参加数 (延べ人数)	2,278 名	2,405 名	2,547 名	2,748 名

*平成 31 年度(令和元年度)より、4年次生の参加者実数と4年次生の在籍者数により参加率を算出する。なお、平成 30 年度の4年次生の参加率は 47.9%であった。

資料2-1-F：「学生ボランティア活動認定システム」における認定者数

		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		合計
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	
特別表彰		3 名						3 名
認定	サポーター	10 名	35 名	46 名	23 名	28 名	40 名	182 名
	チーフ		1 名	16 名	6 名	10 名	8 名	41 名
	リーダー				1 名			1 名
計		13 名	36 名	62 名	30 名	38 名	48 名	

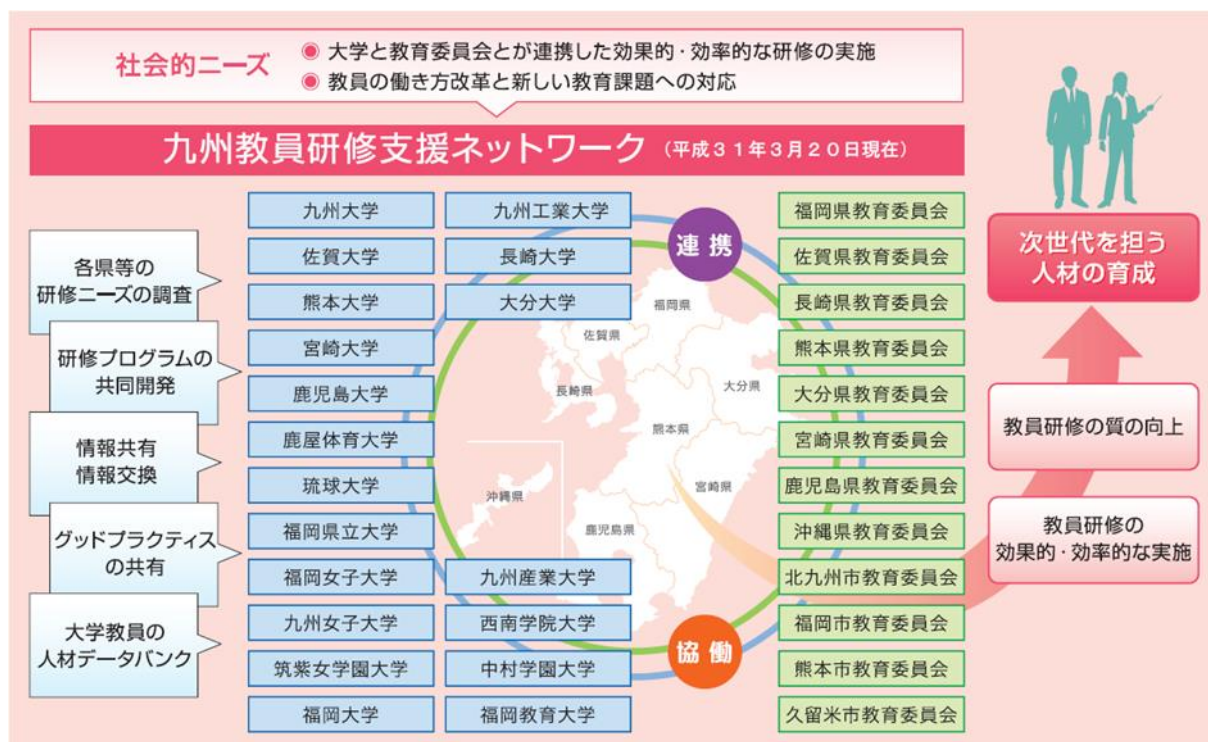
(平成 31 年 3 月 4 日現在)

*「学生ボランティア活動認定システム」の運用は平成 28 年度からであるが、平成 27 年度までの学生ボランティア活動実績が優れている学生 3 名を「特別表彰」という形で顕彰した。

(6) 教員研修支援センターの立ち上げ

平成 31 年 3 月 20 日、九州・沖縄の教員養成機能のある大学と教育委員会とが連携して、小学校、中学校、高等学校などの教員研修について情報提供や共有を行い、教員研修の効果的・効率的な実施に向けて研修プログラムなどを開発する「九州教員研修支援ネットワーク」を立ち上げた。

資料 2-1-G：九州教員研修支援ネットワークについて



九州教員研修支援ネットワークは、平成 28 年度に本学が中心となって九州地区の教育委員会、福岡県内の国立大学及び私立大学が教員育成指標のモデルを共同で開発した「九州地区教員育成指標研究協議会」や、平成 29～30 年度に中堅教諭等資質向上研修のモデル化に向けて共同研究を行った「九州地区教員養成・研修研究協議会」の実績を踏まえ、その設置が構想され、文部科学省の機能強化経費等を受け、これまでの取り組みを継続、発展させ、恒常的に取り組む体制として整備された。ネットワークには、19 の国公私立大学と九州・沖縄の各県、政令市等 12 の教育委員会が参加し、事務局は福岡教育大学教員研修支援センターが担っている。

教員研修支援センターは、

1. センター長
2. 副センター長
3. 部門長
4. センター教員
5. 研修支援コーディネーター
6. 連携推進課教員研修支援室事務職員
7. その他学長が必要と認めた職員

で組織され、センター長は、「理事又は副学長の中から、学長が指名する。」となっており、現在

は理事・副学長（国際交流・社会連携担当）がセンター長を務めている。

教員研修支援センター設置の目的は、「教育委員会や教員養成に携わる他大学等と連携を図り、現職教員の研修の効果的・効率的実施に関する支援を行い、もって学校教育の質の向上に貢献することを目的とする。」とされており、その目的を達成するため、

1. 九州地域の教育委員会及び大学等との教員研修に関する情報共有や情報提供等に関すること。
2. 教員研修についての調査研究に関すること。
3. 研修プログラムの開発、評価等に関すること。
4. 教員研修の講師に係る人材データベースの構築・管理・運用等に関すること。
5. その他、教員研修の充実に関すること。

の業務を行うとされている（別添資料2-1-10）。

今後、ネットワークにおいて、参画機関と連携し協議を行いながら、各地域の教育課題の解決や九州全体の教育力向上に貢献できるよう、上記の業務に取り組むこととしている。

《必要な資料・データ等》

資料2-1-A：社会連携の推進に関する基本方針

資料2-1-B：連携事業連絡協議会規程（抜粋）

資料2-1-C：宗像地区教育関係者合同研修会参加状況の推移

資料2-1-D：ボランティア・サポート・システム（UTEFVSS）

資料2-1-E：学生ボランティア活動の参加者数と参加率の推移

資料2-1-F：「学生ボランティア活動認定システム」における認定者数

資料2-1-G：九州教員研修支援ネットワークについて

別添資料2-1-1：平成31年4月1日からの新たな教員組織等の体制

別添資料2-1-2：国立大学法人福岡教育大学学長室規程

別添資料2-1-3：平成30年度講師等授業力アップ講座アンケート結果

別添資料2-1-4：宗像市教育委員会、福津市教育委員会及び宗像地区小・中・義務教育学校と福岡教育大学との連携事業連絡協議会規約

別添資料2-1-5：宗像地区教育関係者合同研修会テーマ一覧

別添資料2-1-6：学生ボランティア活動の推進に関する基本方針

別添資料2-1-7：学生ボランティア活動認定システム説明

別添資料2-1-8：福岡教育大学における学生ボランティア情報の取扱いに関する指針

別添資料2-1-9：福岡教育大学学生ボランティア活動推進本部規程

別添資料2-1-10：福岡教育大学教員研修支援センター規程

(基準の達成状況についての自己評価：B…達成している(相応の取組、活動となっている))

第3期中期目標・中期計画で示されている、「教育委員会との連携」については、協定に基づく県内教育委員会との連携、講師等授業力アップ講座の実施、合同研修会の実施、共同研究の実施等良好な関係を築いており、講師等授業力アップ講座終了後や、合同研修会実施後には、教育委員会、各学校管理職との意見交換を行い、社会連携推進室会議で審議し、翌年度へのフィードバックを行っている。

第3期中期目標・中期計画で示されている、「13. 本学版COC事業により、『地域志向型学生ボランティア認定システム』を開発し、教員養成機能を充実させる」については、UTEFVSSの導入、ボランティアコーディネーターの配置、規程の整備等、学生ボランティア活動の推進体制を段階的に向上させるなかで、育成されるべき資質能力を勘案して検討を重ねて企画・実施されており、学生のボランティア活動の深化・拡充につながってきている。

また、第3期中期目標の中で、「他機関と連携して教員養成機能の充実、教員研修機能の高度化及び教育現場の課題解決に資する教育研究活動を推進する。」と示しているが、この点についても、九州教員研修支援ネットワークを立ち上げ、県内のみならず九州・沖縄各県の教育委員会、機関と連携し教員養成機能の充実、教員研修機能の高度化を図っている。

以上の点から、評価基準1について相応の基準を達成していると評価する。

2 「優れた点」

「九州教員研修支援ネットワーク」については、平成31年3月20日(水)「平成30年度九州教員研修支援ネットワーク第1回協議会」を開催し、九州教員研修支援ネットワークの役割等について協議した後、独立行政法人教職員支援機構より講師を迎え、「育成指標の特長と活用上の課題」と題した講演を実施した。

今年度は、4～7月にかけて九州8県・3政令指定都市の教育委員会、福岡県内の1中核市を本学の担当教員等が訪問し、今年度の研修プログラム開発等に関する教育委員会等のニーズ調査を実施し、調査結果を基に、令和元年7月26日(金)「令和元年度九州教員研修支援ネットワーク第1回協議会」を本学にて開催した。本協議会において、九州各県等の教員育成指標の活用状況等研修上の課題や状況について報告を行うとともに、動画コンテンツを活用した優れた実践事例の紹介を大学や教育委員会から行っていただいた。また、初任者向けや新学習指導要領等に対応した研修動画コンテンツの作成や教員の養成・採用・研修の一体的改革推進事業について、今年度の取組の方向性を確認した。その後、文部科学省総合教育政策局人材育成政策課の高田教員養成企画室長から「九州教員研修支援ネットワークに期待すること」と題して講演いただいた。

なお、今年度の動画コンテンツの取組として、福岡教育大学教材開発スタジオで、福岡県教育センターの指導主事と共同開発した動画コンテンツを、福岡県教育センター主催の「新任主任・主事研修」(計5回)において活用し、744名が受講した。研修受講者の実施後のアンケート調査では、動画コンテンツの活用には肯定的な意見が約95%であった。

さらに、今後は、県域を越えて九州地域の教育委員会及び大学と共同で動画コンテンツ等を開発し、教員研修を効果的・効率的に実施することにより、地域の教育課題の解決とともに九州全体の教育力の向上に貢献できるように取り組んでいく。

3 「改善を要する点」

「社会連携の推進に関する基本方針」については、社会のニーズに対応するとともに学内の体制や取組を確認し、検討する必要がある。

例えば、教員研修支援センター立ち上げ後、従来社会連携推進室が担当してきた「人材バンク」等（後述。35 ページ）、は、教員研修支援センターで行うとされている業務と重複しているため、整理・統合する必要がある。

評価基準2 社会連携の状況と成果

- 社会連携の推進に関する基本方針に沿って社会連携が推進されると共に、その成果が本学教育研究の質向上に着実に役立っている。

1 分析

[基準に係る状況]

(1) 社会連携の推進に関する基本方針

本学が所有する知的・人的・物的資源を基盤として、積極的に社会との連携を推進することを目的として、平成 23 年 11 月 18 日付けで策定した「社会連携に関する基本方針」は、次のとおりである（再掲、19 ページ）。

○基本方針

1. 教育に関する現代的諸課題を把握し、その解決に取り組む。
2. 地域社会の生涯学習の要請に応え、幅広い世代に開かれた学びの場を提供する。
3. 新たな連携システムを模索し、本学の教育・研究活動を活性化させる。

○基本方針に基づく取り組み

1. 教育委員会や学校などと連携し、教育に関する現代的諸課題について調査・研究を行い、その成果を社会に還元する。
2. 共同研究、教員の出講、学校教育相談等を推進し、学校や地域社会への支援・協力を積極的に行う。
3. 幅広い世代が学ぶことのできる公開講座や授業公開、その他生涯学習の推進に寄与する企画を行い実施する。
4. ボランティア活動を強く推進し、地域社会への貢献とともに本学学生の実践力向上をめざす。
5. さまざまな組織・団体や各種機関のニーズと本学が有する研究シーズとのマッチングを促し、外部資金導入による受託研究や教育サービスを積極的に展開する。

(2) 社会連携推進室で実施している事業

○「持続可能な開発のための教育（ESD）」推進事業

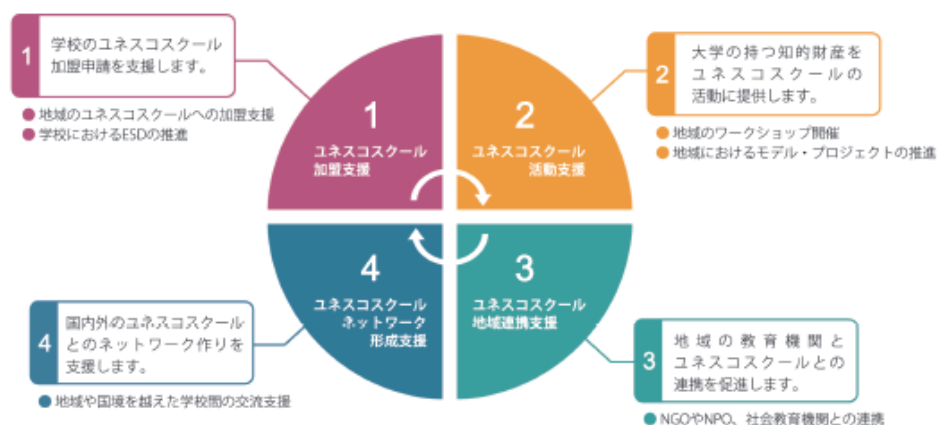
「持続可能な開発のための教育（ESD）」推進事業では、校内研修会や教育委員会等主催の研修会などに講師として参加、実践発表会等の行事に参加、教材開発等 ESD に関する研究、ESD セミナーの開催等を中心に活動している。また、平成 24 年 3 月に、「ユネスコスクール支援大学間ネットワーク」に加盟し、九州・沖縄各県のユネスコスクール（ユネスコ憲章に示されたユネスコの理念を実現するため、平和や国際的な連携を実践する学校）加盟希望校に対して加盟申請書提出に向けた指導・助言、加盟に際して必要とされる ESD 実践に係る研修会での指導・助言等、多岐にわたる支援を多くの場合現場に出向いて行っている。なお、九州・沖縄各県で支援を行っているのは本学のみである。

資料 2－2－A：平成 25 年度以降支援校

福岡県	北九州市立鞘ヶ谷小学校、藍島小学校、藤松小学校、竹末小学校、北九州市立高須中学校、菊陵中学校、中原中学校、湯川中学校、黒崎中学校、福岡市立城西中学校、福岡県立光陵高等学校、久留米高等学校、三池工業高等学校、私立筑紫女学園中学校・高等学校、学校法人嶋田学園飯塚高等学校、リンデンホールスクール、子うさぎの森保育園、ブライトキッズガーデン
佐賀県	玄海みらい学園
長崎県	厳原市立厳原北小学校、長崎県立佐世保南高等学校、森のムッレ園ぽっぽ
熊本県	幼保連携型認定こども園さざなみ保育園
大分県	佐伯市立宇目緑豊中学校、大分県立三重総合高等学校
宮崎県	宮崎学園中学・高等学校、ひかりの森こども園、延岡市立北川小学校、北川中学校
沖縄県	浦添市立前田小学校、私立 KBC 学園未来高等学校沖縄

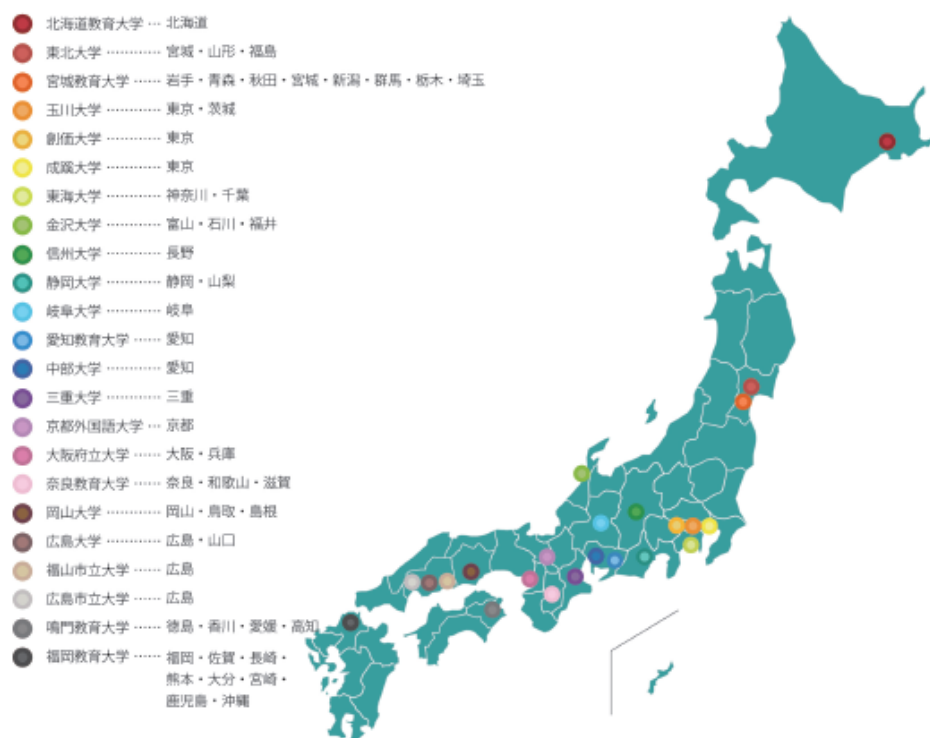
資料 2-2-B : ASPUnivNet (ユネスコスクール支援大学間ネットワーク) の機能

ASPUnivNet の機能



加盟大学の主な支援地域 (2019年1月現在)

※ ここで示した支援地域外の学校の支援も可能です。



About ASPUnivNet 3

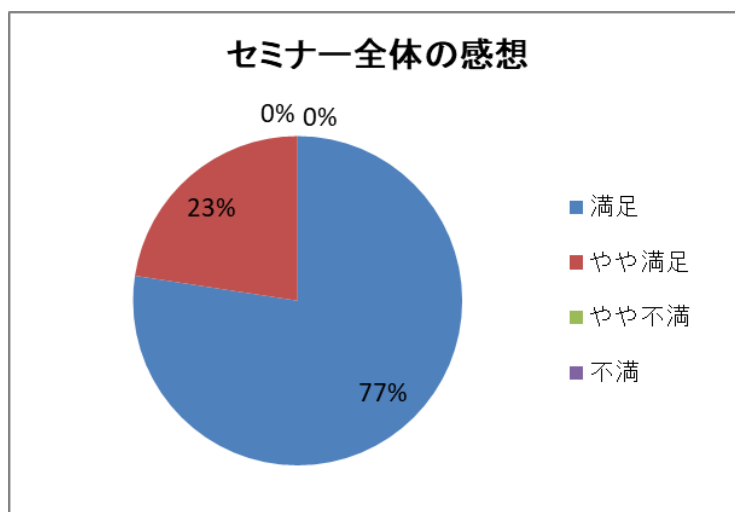
(出典：平成 30 年度版 ASPUnivNet (ユネスコスクール支援大学間ネットワーク) パンフレット
(平成 31 年 3 月公益財団法人ユネスコ・アジア文化研究センター発行、ASPUnivNet 事務局ホームページ <http://www.unesco-school.mext.go.jp/ASPUnivNet/>))

また、新学習指導要領（中学校：平成 29 年告示、高等学校：平成 30 年告示）では、前文において「これからの学校には、（中略）一人一人の生徒が、（中略）持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められる。」とあり、すべての教科等で取り組むことが要請されている。

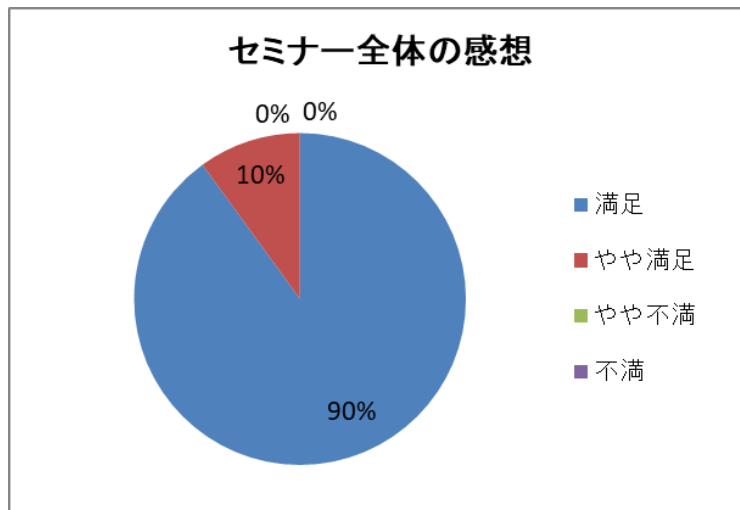
そこで、ESD を導入することで持続可能な社会の創り手をどのように育むことができるのか、ESD による効果を明らかにしていき、授業実践に必要とされる内容知と方法知を提示していくため、平成 30 年 9 月に「福岡教育大学 ESD セミナー：持続可能な社会の創り手を育む中学校社会科と高等学校「地理総合」とは？」を開催した。（別添資料：2－2－1）

終了後のアンケートでは、全ての参加者が、「満足」、「やや満足」の評価をしており、また「ESD を授業にどう取り入れていったらいいか悩んでいたところが、本日のセミナーに参加し、スッキリしました。」、「これからの地理教育には何が必要なのか、どう変わっていくか改めて分かりました。ESD も含め、どう授業を改善していくか考えるきっかけになりました。」等のコメントもあり、セミナーが非常に有益であったことを証明している。（別添資料 2－2－2）

資料 2－2－C：平成 30 年度福岡教育大学 ESD セミナーアンケート結果（中学校の部）抜粋



資料 2－2－D：平成 30 年度福岡教育大学 ESD セミナーアンケート結果（高校の部）抜粋



一方、ESDを担当している教員は、平成30年度より「持続可能な開発のための教育」を授業（選択科目）として開講している。この授業では、上記のような教育現場との連携によって把握された教育課題を解決できる資質能力を培う有意な教員を養成することを視野に入れ、さまざまなステークホルダーとの連携によって蓄積された知的財産を効果的に活用しながら、本学学生の指導を行っている。このなかには、連携先への研修が含まれ、さまざまな主体とワークショップなどを通して、座学に傾斜しないように現場の視座を備えた教員養成をめざしている。

○コミュニティ・スクール（CS）支援

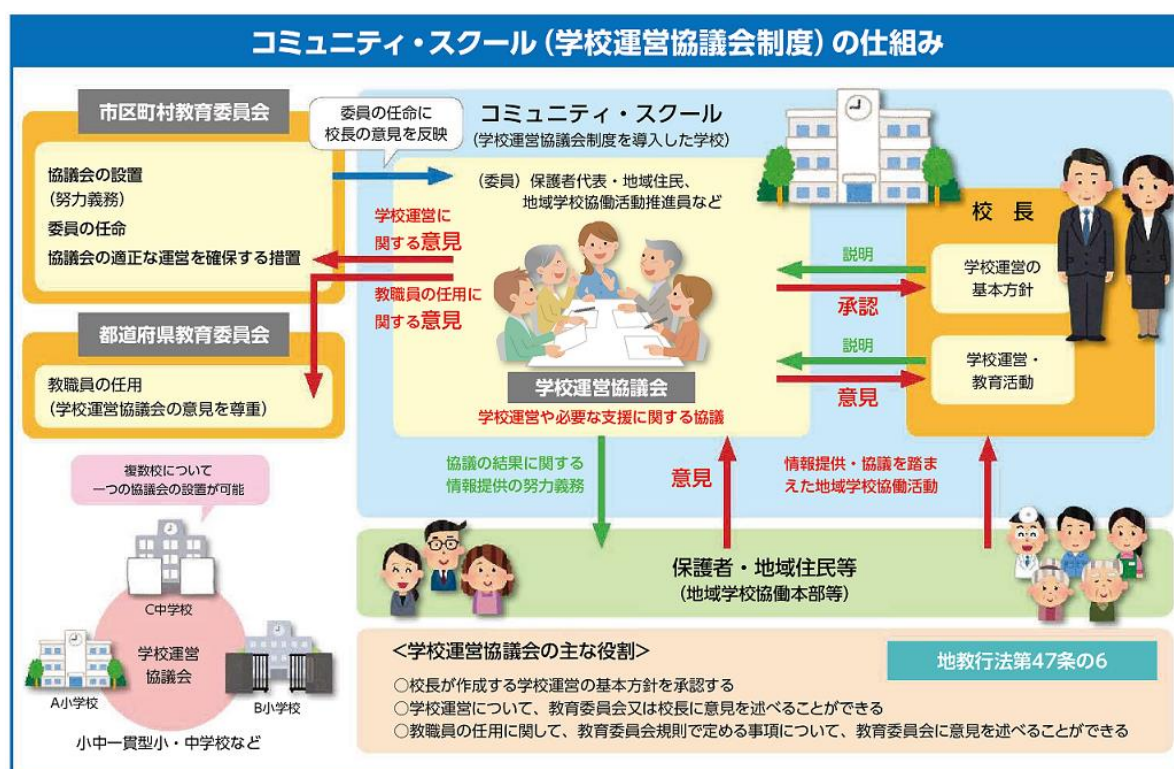
コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）とは、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組みであり、コミュニティ・スクールでは、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができる。

学校運営協議会の主な役割として、

- ・ 校長が作成する学校運営の基本方針を承認する
- ・ 学校運営に関する意見を教育委員会又は校長に述べることができる
- ・ 教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べるができる

の三つがある。

資料2-2-E：コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）



（出典：文部科学省HP「学校と地域でつくる学びの未来」国の取組 <https://manabi-mirai.mext.go.jp/torikumi/chiiki-gakko/cs.html>）

平成 27 年 12 月に取りまとめられた中央教育審議会答申「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について（中教審 186 号）」を踏まえ、学校運営協議会の設置の努力義務化やその役割の充実などを内容とする、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正が行われ、平成 29 年 4 月 1 日より施行された。

本学では、県内の市町村での学校運営協議会の設置を支援するため、学内に社会連携推進室員を中心とした「CS 支援チーム」を結成し、様々な地域における CS の導入や推進に関する支援（教育委員会、学校と連携し、研修会での指導・助言、講演会での講師派遣等）を行った。

資料 2－2－F：CS の導入や推進に関する支援先

平成 28 年度	福津市、那珂川町（現那珂川市）、久留米市 小郡市 等
平成 29 年度	大野城市、八女市、福津市 等
平成 30 年度	宗像市、大野城市、福津市、柳川市 等

また、CS 支援担当者を含め、社会連携推進室より 4 名の教員が、選択科目「九州地域の教育フィールド研究」の授業担当者となっている。

○人材バンクの推進

本学では、地域の様々な活動に寄与することを目的として、本学が有する様々な知的・人的資源を「人材バンク」とし、教職員を派遣する取組を行っている。

平成 22 年度には、従来の教員個人がボランティアで実施している無料の人材バンクに加えて、本学の講座や附属学校がチームを組んで地域社会や学校等からの依頼に対応する、有料の事業を加えた「新・人材バンク」を立ち上げたが、有料分は、教員 1 名につき 1 時間 2,500 円の講習料が必要となり、また利用者にとって無料分との区別が判別しがたいといった点や、講習料の支払い方法に支障があるなどの問題が生じ、利用実績も低かった（平成 22 年度 1 件 1 名、平成 23 年度 3 件 12 名）ため、「新・人材バンク」は廃止し、社会連携推進室では、従来の無料の人材バンクについて県内教育委員会等と協議を行い、より分かりやすい内容にするよう改善し、平成 29 年度には新たにリーフレットを作成（別添資料 2－2－3）、市町村教育委員会に配付および福岡県市町村教育委員会連絡協議会で説明を行う等で周知し、年間 200 件以上の派遣を行っている。

資料 2－2－G：人材バンク受諾件数

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
人材バンク	121	87	72
兼職	106	136	133
総数	227	223	205

※人材バンク：無償（交通費・材料費先方負担）

兼職：謝金あり

《必要な資料・データ等》

資料 2-2-A：平成 25 年度以降支援校

資料 2-2-B：ASPUivNet（ユネスコスクール支援大学間ネットワーク）の機能

資料 2-2-C：平成 30 年度福岡教育大学 ESD セミナーアンケート結果（中学校の部）

資料 2-2-D：平成 30 年度福岡教育大学 ESD セミナーアンケート結果（高校の部）

資料 2-2-E：コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）

資料 2-2-F：CS の導入や推進に関する支援先

資料 2-2-G：人材バンク受諾件数

別添資料 2-2-1：平成 30 年度福岡教育大学 ESD セミナーチラシ

別添資料 2-2-2：平成 30 年度福岡教育大学 ESD セミナーアンケート結果（中学校の部）、（高等学校の部）

別添資料 2-2-3：人材バンクリーフレット

（基準の達成状況についての自己評価：B…達成している（相応の取組、活動となっている））

社会連携の推進に関する基本方針、また基本方針に基づく取り組みについては、ESD や CS 支援により、教育に関する現代的課題を調査、研究し、ESD セミナー開催や講演会、研修会等での講演、指導・助言を行うことにより、成果を社会に還元している。また、年間 200 件を超える教員の派遣を行うことにより、学校や地域社会への支援・協力を積極的に行っている。

社会連携推進室で ESD を担当している教員が、平成 30 年度より「持続可能な開発のための教育」を授業（選択科目）として開講し、社会連携推進室で行っている ESD の調査・研究等各種事業の成果を、本学学生の指導に役立てている。また、選択科目「九州地域の教育フィールド研究」については、CS 支援担当者を含め、社会連携推進室より 4 名の教員が授業担当者となっており、社会連携推進室で調査した情報を授業内容に反映させ、本学教育研究の質向上に貢献している。

以上の点から、評価基準 2 について相応の基準を達成していると評価する。

2 「優れた点」

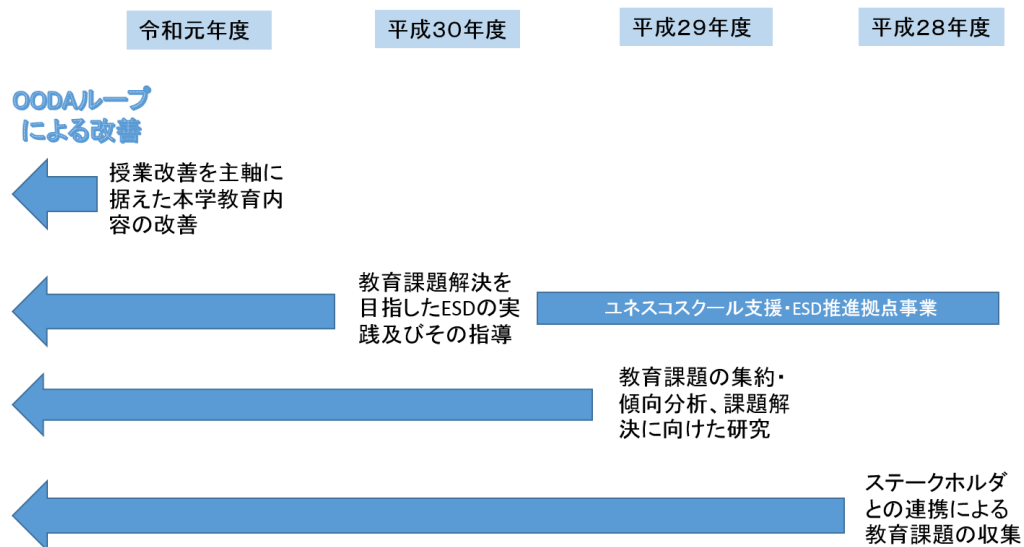
○「持続可能な開発のための教育（ESD）」推進事業

図のように、社会連携としての ESD 推進事業は、ステークホルダとの連携による教育課題の収集に始まり、最終的にはこの課題解決能力を備えた教員養成を目指すことを目標としている。ステークホルダへの便宜供与とともに、学生をこれらと交流させることにより現場の教育課題を的確に把握させるとともに、この課題を解決できる資質・能力を育成する際にもこれらステークホルダとの連携によってこれを達成してきた。

また、持続可能な社会の担い手を育む上で有意な教員養成が達成できているかどうかは、常にモニタリングされ、連携先も加えた評価にもとづき、OODA ループを採用してさらなる教員養成手法の改善に努めている。

とかく社会連携という社会貢献に傾斜しがちであるが、本事業は、本学の知的財産の再生産等、経営資源の有効活用につながっているという点で優れている。

ESD推進事業の展開



3 「改善を要する点」

特になし。